令和８年度議会改革推進会議
行政調査報告

期日：　　令和８年８月４日（火）午前10時

調査先：　西郷村議会

調査事項：政務活動費について

出席者：　議会改革推進会議委員　５名

国見町議会

小 林　聖 治 会長・・・・・1

松 浦　常 雄 委員・・・・・・2

渡 邉　勝 弘 委員・・・・・・5

蒲 倉　　孝　　委員・・・・・・6

佐 藤　　孝　　委員・・・・・・8

議会改革推進会議行政調査　報告書

令和８年９月３０日（水）

国見町議会議長　　山崎　健吉　様

国見町議会議員　　小林　聖治

日　　時　　令和８年８月４日(火)　午前１０時～

調査事項　　政務活動費について

調査内容

　西郷村議会の政務活動費について、創設の背景や、具体的な運用、成果と課題等を調査先の議員各位及び議会事務局との質疑を行った。

感　　想

　西郷村議会の政務活動費概要と運用については、しっかりとしたマニュアルのもと実施されていると感じた。

　政務活動費の創設の理由として、地方分権の進展→地域課題の複雑化→調査活動基盤の充実→議会の審議能力強化のためとなっている。

　概要についても、交付対象、交付額（月額２０，０００円、年額２４０，０００円)、残余の変換、提出義務、保存期間、閲覧制度、使途項目など、しっかりとしたマニュアルのもと運用されている印象を受けた。

　とくに、支出の制限の説明の部分が、自分にはわかりやすくまとめられていた。

　この西郷村議会の政務活動費については、２５年前に制度が施行されたこともあって、一日の長があった。

　以上、報告を終わります。

令和８年８月１４日

国見町議会行政調査報告書

国見町議会議長　山崎健吉　様

国見町議会議員　松浦常雄

１　調査日時　　令和８年８月４日　午前１０時～１１時

２　調査の場所　　西郷村議会

２　調査の目的　　政務活動費制定の趣旨と政務活動費の概要及び適切な運用を調査するため。

３　調査参加者　　小林聖治副議長、議会運営委員：松浦常雄、渡邉勝弘、蒲倉孝、佐藤孝、
榊英則議会事務局長
西郷村議会議長真船正晃、副議長矢吹利夫、議会議員：上田秀人、君島栄一
議会事務局長緑川浩、議会事務局次長佐川典孝、
議会事務局議事・庶務グループリーダー高崎聡之

４　調査内容

（１）　制度の趣旨：なぜ**政務活動費**が設けられたのか。

平成１２年５月　地方自治法の改正により、「政務調査費」の交付が制度化。

それを受けて検討委員会を設置し、条例案等の協議・確認を経て、

平成１３年３月１６日条例可決。翌月４月１日制度施行。月額２０，０００円の交付スタート。

（２）　**名称の変更と目的の拡充**：地方自治法改正（平成２５年３月１日施行）

	改正前（～平成２５年２月）	現在（平成２５年３月～）
名　称	政務調査費	**政務活動費**
交付の目的	議員の「調査研究」に資するため	議員の「調査研究その他の活動」に資するため
使途の透明性	領収書の添付義務は無し	領収書の添付義務化、議長による透明性確保の努力義務、詳細なマニュアルの制定

（３）　西郷村議会政務活動費の概要

交付条件	透明性の仕組み
交付条件：会派または村議会議員（個人）	**提出義務**：年度終了後３０日以内に、収支報告書に領収書を添付して議長へ提出
交付額：月額２０，０００円	**保存期間**：議長において５年間保存
残余の返還：支出額が交付額を下回る場合、残金は全額返還義務	**閲覧制度**：村内の居住者・事業者代表者は、収支報告書等の閲覧請求が可能。常に村民の目に触れる前提での運用が必須。

（４）　使途項目　全１０項目

【１　調査研究費】：視察、地方行財政等の調査、外部委託経費

【２　研修費】：研修会、講演会等の開催費、または外部研修への参加費

【３　広報・広聴費】：村政報告等の広報活動、住民への意見聴取

【４　要請陳情等活動費】：中央省庁や県への要請、住民相談等の活動経費

【５　会議費】：政策立案や意見交換のための各種会議経費

【６　資料作成費】：議会審議や活動に必要な資料の作成費

【７　資料購入費】：図書、新聞、オンライン情報等の購入・利用経費

【８　事務所費】：事務所の設置・管理経費　★按分ルール適用

【９　事務費】：事務用備品・消耗品、通信費等の経費】

【１０　人件費】：活動を補助する職員の雇用経費】

※按分（あんぶん）とは：議員活動（私的・政党活動を含む）と政務活動が混在する経費について、実態に応じた合理的な割合（例：２分の１以内）で分割して充当する厳格なルール。

（５）支出の制限：充当できない具体例

○　適切な用途（OK）

①村政の課題把握・住民福祉の増進に直結する活動　（**大原則**）

②専用の議員事務所の賃借料（賃貸借契約あり）　（事務所・インフラ）

③村政報告会等での常識的な茶菓子の提供　（飲食・交際）

④私的利用と混在する通信費等「１／２」など合理的に按分して支出　（費用按分）

✖　充当できない例（NG）

① 政党活動、選挙活動、講演会活動、私的活動　（**大原則**）

② 自宅（同居親族名義を含む）の賃貸料、事務所・自動車の購入　（事務所・インフラ）

③ 飲食親睦を主目的とする会合費、新年会、忘年会、冠婚葬祭の祝金・香典　（飲食・交際）

④ 実態を伴わない（または説明できない）割合での全額・過剰請求　（費用按分）

（６）【重要】　支出の制限：充当できない活動費【具体的事例編】

①　飲食会合に関する禁止

・飲食、親睦を主な目的とする会合

・あいさつやテープカットのみ行い退席した会合・式典への出席

・バー、クラブ、居酒屋など、会合を行うのに不適切な場所での飲食費

②　資産物件に関する禁止

・自宅（生計を一にする親族名義を含む）を事務所とする場合の賃貸料

・事務所購入費、自動車の購入・修理・車検などの維持管理費

・政務活動に直接必要としない備品等の購入・リース代

③　雇用に関する禁止

・生計を一にする親族に対する人件費

（７）まとめ：住民福祉の増進を図るための「基本方針」

①　**前提条件**：ルールの元首と透明性の確保

・公私の明確な区分、領収書の保存、住民への説明責任

②　**適切な活動**：積極的な議員活動の展開

・調査研究、広報公聴、要請陳情を通した審議能力の向上

③　**究極の目的**：住民福祉の増進

・村民の意思を把握し、村民に反映させる。

5　調査の結果

（1）　政務調査費制定から間もなく政務調査費について検討委員会を設置し、制度化したことは、先駆的であり、その積極的な取り組みは、素晴らしい。

（2）　政務活動費の概要を、交付条件と透明性の仕組みに分けて分かりやすく示されていた。

（3）　使途項目　全１０項目は、わかりやすく大変参考になる。

（4）　映像と紙媒体の資料により、丁寧に説明をいただいた。
今後当議会で政務活動費を検討する上で大変参考になる。

映像と紙媒体の資料により、政務活動費の制度上の趣旨から政務活動費の概要と適切な運用について,わかりやすく説明していただいた。

今後当町の議会で政務活動費について共通理解を図るうえで大変参考になると思う。

令和　８年　　８月　　５日

議会改革推進会議行政調査報告書

国見町議会議長　山崎健吉　様

報告者氏名　　渡邉　勝弘

【調査内容】

政務調査費の導入における、導入した経緯など、事前質問書にあわせて答弁をいただきました。平成１２年５月に地方自治法改正で「政務調査費」の交付制度が法制化に伴い、ただちに、検討委員会を立ち上げ協議・確認を行い、平成１３年３月 16 日に条例可決し、平成１３年４月１日に制度施行した。
交付等に関する条例を制定して条例表の項目により細部にわたり、説明を受けた。交付の目的は議員の「調査研究その他の活動」に資するためであり、議員が、地方行財政に関する調査研究の目的で調査する上で必要とする資料調査するための費用である。使途の透明性として、領収書の添付義務化及び透明性確保の努力義務など詳細なマニュアルを制定された。政務活動費の概要と使途項目の説明をうける。

【感想・所感など】

平成１３年４月１日に制度施行を行い月額 20,000 の交付がスタートした。まず、導入したときの金額の根拠は、個人で広報紙を作成して係る経費（新聞折込料）などを計算して、金額を決定した。金額の決定に対して、各議員の活動も違うのであれば、反対意見もあったのではないか。しかし、全会一致であったとの説明があったが、政務活動費の理解が十分ではなかったと憶測される。

また、会派での政務活動費の交付手続きや会計報告が有効であり、会派をつくることを勧められた。西郷村議会では、8 人で発足したが中心的な方がいなくなり、会派は解散して現在は各自で報告をしているとのことであるが、議員として考えも含めて相違がある可能性もあるため、政務活動費のために会派をつくることは反対すべきである。会派を作る前に政務活動費の使途項目などを勉強する会議を実施することが先決です。

以　上

令和８年度　議会改革推進会議

行　政　調　査　報　告　書

令和８年８月15日

国見町議会議長　山崎健吉　様

国見町議会議員　蒲倉　孝

【日時】

令和８年８月４日（火）午前10時

【場所】

福島県西白河郡西郷村議会

【目的】

政務調査費について

【説明・質疑応答】

西郷村議会　政務活動費の概要と適切な運用について

（1）制度の沿革（導入期）

・平成13年３月16日　…　条例可決（全会一致での条例化）

（2）名称変更と目的の拡充（地方自治法改正　…　平成25年３月１日施行）

・名称　…　政務調査費　⇒　政務活動費

・交付の目的　…　議員の「調査研究」に資するため

⇒　議員の「調査研究その他の活動」に資するため

・使途の透明性　…　領収書の添付義務は無し

⇒　領収書の添付義務化、議長による透明性確保の努力義務、詳細なマニュアルの制定

（3）概要

・交付対象　…　会派又は村議会議員（個人）

・交付額　…　月額20，000円　／　年額240，000円

・残余の返還　…　支出額が交付額を下回る場合、残金は全額返還義務

・提出義務　…　年度終了後30日以内に、収支報告書に領収書等を添付して議長へ提出

・保存期間　…　議長において５年間保存

・閲覧制度　…　村内の居住者・事業者代表者は、収支報告書等の閲覧請求が可能。常に村民の目に触れる前提での運用が必須。

（4）使途項目（10項目）

・10項目　…　調査研究費／研修費／広報・広聴費／要請陳情等活動費／会議費／資料作成費／資料購入費／事務所費／事務費／人件費

※ 事務所費および事務費は「按分（あんぶん）」ルールを適用

・支出の制限　…　充当できない活動などを具体的事例にて設定

（5）近年の運用実績

・令和６年度　…　約251万円（資料購入費-42.4％）

全額支出（5名）／一部支出（11名）／未使用（0名）

・ 令和７年度 … 約 237 万円 （資料購入費-44.1%）
全額支出（5 名）／一部支出（10 名）／未使用（1 名）

【所感】

・ 24 年前から交付しており、政務活動費マニュアルも平成 25 年３月に改訂している。
・ 「按分」については、判断し難い部分があり採用には検討が必要。
・ パソコン、コピー機、ファックス、カメラ等は、議員任期期間に１回のみ申請可能。
・ 自動車燃料費も月額3，000円で申請可能にしているが、採用は検討が必要。
・ 携帯電話は申請（支出）不可だが、PC 等の通信料は申請可能にしている。この件も、採用する際は検討が必要。個人的使用との区別が出来ないと思われる。
・ 今後、他の町議会も調査を行い、透明性の高い「政務活動費」の検討を進めます。

以上

令和８年８月　19　日

西郷村議会行政調査報告書

国見町議会議長　山崎健吉　様

報告者氏名　　佐　藤　　孝

【調査内容】

（１）政務活動費について

① 令和８年８月４日、西郷村議会政務活動費の実情調査を同議会会議室において実施した。

② 村議会側は真船議長はじめ３名の議員および議会事務局などの職員が説明を行った。

③ 調査内容は、条例制定までの経緯や背景、制定時の具体的論点、交付条件、使途の明確化、会計処理の実態、導入後の議員活動の変化などについて調査を行った。

【感想・所感など】

（１）制定までの経緯や背景

① 地方分権の進展に伴い、地域課題の複雑化・多様化・高度化が進み、議員が行う調査研究活動に対する、制度的財政的支援が必要になった。

② また、様々な機会を捉えての政策論議を通じ、町民が求める政策実現のため制定が進められ、平成 12 年 12 月に検討委員会を設置した。

③ 条例制定は平成 13 年 3 月 16 日、全会一致で可決した。

（２）導入時の論点と諸条件

① 町民への説明責任を果たすため、領収書の義務化を徹底し、かつ詳細なマニュアルを策定している。

② 交付は、会派または議員個人とし、額は月額２万円で年 24 万円を一括交付、残余は返還としている。

③ 精算は年度終了後 30 日以内に必要書類を添付して議長に提出する。保存期限は５年、閲覧は村内居住者と事業者代表のみが可能となっている。

④ 使途は、調査研究・研修・広報広聴・陳情等活動・会議・資料購入および作成・事務所・人件費などで基本は 10 項目になる。

⑤ 使用できない主なものは、政党活動・選挙および後援会活動・祝い金・飲食を主とする会合など多岐にわたる。

⑥ 電話・ＰＣ・車・燃料費などは公私の区別がつきにくいため、按分にするなどした。

（３）使途の実情

① 昨年度は 382 万円の事前交付（16 名）に対し、実績は 15 名で 237 万円である。

② 使用額の内訳は、資料購入費が 44%、事務費が 35%、広報広聴費が 31%で一昨年もこの 3 項目のみの支出となる。

（４）感想

① 経緯や背景は他の導入議会でも同様となっており、分権法が導入金のトリガーだと感じる。少なくとも、県内町村では先駆的取り組みだったといえる。

② 村議会では一部に増額を求める声があるものの、金額は適当との判断のようだし、金額決定の根拠が「導入当時の議会活動チラシ作成費用」で、私としても当時としては妥当だったと判断する。

③ 使途の具体内容も他導入議会と同様と思う。

④ 村議会の使途がほとんど事務的経費に充てられていることに、政務活動費本来の目的と少し離れているのではとの感想を持った。

⑤ 議会の活性化を通じて政策論議と政策立案能力の向上は、すべて住民福祉が目的であり、その趣旨からすれば、政策課題ごとの研修会や講演会、政策研究会などの調査活動がメインになるはずである。
村議会では、その項目への支出が皆無であり、その点が今回参考にならなかったことが残念である。
さらに、閲覧公開も他市町村居住者には公開されないことも、不十分ではとの感想を持った。

⑥ ただ、按分精算が明確になっていることは、透明性を確保するうえで参考となった。

以　上